

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第156号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則第7項の見出し中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同項中「商品先物取引」を「先物取引」に、「ものとする」を「ものとし、同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市国民健康保険条例施行細則の規定は、平成16年度分の保険料から適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)